

令和7年度（第61回）

同窓会総会

令和7年6月28日（土）



山形県立長井工業高等学校同窓会

令和7年度

山形県立長井工業高等学校同窓会総会

期 日 令和7年6月28日（土）

場 所 はぎ苑

－ 総 会 次 第 －

1. 開会のあいさつ

2. 同窓会長あいさつ

3. 校長あいさつ

4. 議事

（1）令和6年度事業報告————— P.2

（2）令和6年度決算報告ならびに監査報告—— P.3, 4

（3）令和7年度事業計画（案）————— P.5

（4）令和7年度予算（案）————— P.6

（5）その他

5. 同窓会規約————— P.7～10

6. その他

7. 閉会の挨拶

次年度の総会は令和8年6月27日（土）を予定しております。
（6月第4週目の土曜日）

(1) 令和6年度 事業報告

年 月 日	内 容 等
令和6年4月 8日	令和6年度入学式に会長・副会長出席
4月 9日	三役会
4月16日	会計監査（本校応接室）
4月25日	体育文化後援会 第1回理事会 会長・副会長出席
4月27日	体育文化後援会 総会 会長・副会長出席
5月20日	理事会・支部代表者会 総会実行委員選出について 他
6月21日	実行委員会 同窓会総会へ向けての進捗、総会集約（1次）等について
7月 1日	実行委員会 同窓会総会へ向けての進捗、総会集約（2次）等について
7月 6日	同窓会総会・懇親会
7月11日	PTA・体育文化後援会・同窓会合同「高校野球母校応援」東日本朝日広告
8月16日	同窓会総会反省会
10月19日	「フラワー長井線利用拡大企画」山形新聞広告協賛
10月23日	体育文化後援会 第2回理事会 会長・副会長出席
12月 1日	同窓会報「時流41号」発行
12月27日	三役会
12月24日	母校援助費の贈呈（本校校長室）
令和7年1月15日	全校課題研究発表会 会長・副会長出席
1月16日	理事会
2月 4日	理事会・支部代表者会
2月28日	同窓会入会式及び記念品贈呈 会長・副会長出席 卒業生 M：24名 E：18名 W：19名 合計61名 総計9,731名 (M：3,616 E：3,567 C：1,104 TM：318 N：469 W：718)
3月 1日	令和6年度 卒業証書授与式 会長・副会長出席
3月17日	「高校オリエンテーションin置賜」山形新聞広告協賛
3月25日	令和6年度 送別会 会長出席

本年度の支部活動補助事業（組織委員会）

ケミコンデバイス株式会社企業支部 懇親会 6月実施 17名
南陽地域支部 懇親会 2月実施 5名

※ その他「組織委員会・広報委員会・名簿委員会」は随時開催。

山形県立長井工業高等学校同窓会

一般会計

令和6年度決算書

収入の部

(円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
繰 越 金	1,228,255	1,228,255	0	
入 会 金	155,000	152,500	△ 2,500	61名×2,500円
会 費				
新入会員	124,000	122,000	△ 2,000	61名×2,000円
会 員	600,000	536,000	△ 64,000	268名×2,000円 個人41名 企業227名
総 会	0	206,000	206,000	1名×10,000円 28名×7,000円
他 収入				
広 告 料	30,000	30,000	0	時流広告41号 6社
利息・他	10	560	550	受取利子
繰 入 れ	0	0	0	特別会計より
合 計	2,137,265	2,275,315	138,050	

支出の部

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
事業費				
総会費	400,000	431,925	31,925	会場費、資料、案内、実行委員会費、会費補助等
母校援助費	200,000	200,000	0	母校援助金20万円
入会記念品費	130,000	120,500	△ 9,500	入会記念品 61名
会報費	160,000	133,100	△ 26,900	時流 41号
事務費				
通信費	100,000	92,647	△ 7,353	総会、時流、理事会資料発送費等
事務費	50,000	11,672	△ 38,328	用紙、インク、コピー等
会議費				
三役会	40,000	27,500	△ 12,500	三役、監査
理事・評議員会	80,000	47,000	△ 33,000	理事、企業評議委員会
活動費				
組織委員会	250,000	44,000	△ 206,000	地域支部、企業支部活動費
広報委員会	10,000	10,000	0	
名簿委員会	10,000	10,000	0	
振込手数料	10,000	5,302	△ 4,698	郵便局(振込手数料、硬貨料金1回110円)
広 告 費	40,000	36,000	△ 4,000	山形新聞、朝日広告 掲載
交 際 費	50,000	34,000	△ 16,000	送別会、歓迎会参加費
慶 弔 費	30,000	0	△ 30,000	
予 備 費	577,265	0	△ 577,265	
合 計	2,137,265	1,203,646	△ 933,619	

一般会計

収入

支出

残金(次年度繰越)

2,275,315 - 1,203,646 = 1,071,669

特別会計

繰越金 利子等

2,304,141 + 1,442 = 2,305,583

監査報告書

令和6年度山形県立長井工業高等学校同窓会（一般会計、特別会計）
を監査したところ、収入、支出ともに適正に執行され、且つ、預金通
帳、伝票、帳簿の証憑書類が整っていたことを報告いたします。

令和 7年 5月 9日

監事 佐原 芳則

監事 奥山 惣一

監事 松本 正一

令和7年度事業計画（案）

- 〔 目 的 〕 ☆会員相互の親睦を図り、母校の存続と更なる発展に寄与することを目的とする。
 ☆同窓生の集いによる啓蒙、啓発による互いの研鑽、成長を図る。
 ☆活動を通じて、情報交換し長工同窓生ならではの利点を活用する。

- 〔事業計画〕
- 1 母校への援助と学校 PR、各種行事の参加協力
 - 入学式、卒業式、創立記念日、他。
 - 2 会員名簿の管理
 - 会員からの変更情報の受付と保守管理。
 - 3 時流の発行
 - 同窓生と地域への情報伝達と PR（年 1 回）。
 - 4 各支部組織の拡大と充実
 - 各地域支部、企業支部などの活発な活動への応援をする。
 - 5 同窓会総会及び懇親会の開催
 - 各支部、各委員会と協力しながら出席者の増員を目指し、さまざまな企画を行いながら楽しく充実した会が継続できるようにする。
 - 6 同窓会入会式の挙行
 - 入会記念品の贈呈。
 - 7 同窓会会費の集金
 - 目標金額になるよう会員の皆様にご協力をお願いする。

〔事業日程〕

年 月 日	内 容 等
令和7年 4月 8日	令和7年度 入学式
4月21日	体育文化後援会 第1回理事会
4月29日	体育文化後援会 総会
5月 9日	会計監査
5月26日	理事会・支部代表者会
6月28日	同窓会総会・懇親会
10月31日	体育文化後援会 第2回理事会
年内に実施	同窓会報「時流42号」発行（年会費のお願い含む）
年内に実施	母校援助の贈呈
令和8年 1月22日	全校課題研究発表会
2月27日	令和7年度 同窓会入会式
3月 1日	令和7年度 卒業式
未定	令和7年度 送別会

※その他 「三役会・理事会・PR 広告・組織委員会・広報委員会・名簿委員会等」は
 随時開催

山形県立長井工業高等学校同窓会

一般会計

令和7年度予算書（案）

収入の部

(円)

項 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
繰 越 金		1,071,669	1,228,255	△ 156,586	
入 会 金		117,500	155,000	△ 37,500	47名×2,500円
会費	新入会員	94,000	124,000	△ 30,000	47名×2,000円
	会 員	600,000	600,000	0	300名×2,000円
	総 会	200,000	0	200,000	懇親会費40名×5,000円
他収入	広 告 料	30,000	30,000	0	時流広告42号
	利息・他	600	10	590	
繰 入 れ		0	0	0	特別会計より
合 計		2,113,769	2,137,265	△ 23,496	

支出の部

項 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
事業費	総会費	500,000	400,000	100,000	懇親会費40名×7,000円、チケット代、看板 総会資料印刷、景品代、実行委員会活動費等
	母校援助費	200,000	200,000	0	
	入会記念品費	130,000	130,000	0	入会記念品 47名
	会報費	160,000	160,000	0	時流 42号
事務費	通信費	100,000	100,000	0	企業、学年、理事へ時流、理事会資料発送費等
	事務費	50,000	50,000	0	封筒、用紙、インク、コピー等
会議費	三役会	40,000	40,000	0	三役、監査等
	理事・評議員会	80,000	80,000	0	理事、企業評議委員会
活動費	組織委員会	250,000	250,000	0	地域支部、企業支部活動費
	広報委員会	10,000	10,000	0	
	名簿委員会	10,000	10,000	0	
振込手数料		10,000	10,000	0	郵便局、振込手数料、硬貨手数料
広告費		40,000	40,000	0	山形新聞、朝日広告社等 掲載
交際費		50,000	50,000	0	卒業式、送別会参加費等
慶弔費		30,000	30,000	0	
予備費		453,769	577,265	△ 123,496	
合 計		2,113,769	2,137,265	△ 23,496	

特別会計

繰越金 利子等 残金
2,305,583 + 1442 = 2,307,025

山形県立長井工業高等学校同窓会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、山形県立長井工業高等学校同窓会と称し、事務局を山形県立長井工業高等学校内に置く。

(支 部)

第2条 本会は、次の通り支部を設けることができる。

(1) 地域支部

(2) 企業内支部

(3) その他、特に総会で承認を得た団体

2. 支部は、理事会の議決を経て総会の承認を得ることをもって正式に発足したものとする。但し、すでに発足している支部については、本条の規定に基づき承認を得たものとみなす。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は通常会員及び特別会員を以て組織する。

2. 通常会員は山形県立長井工業高等学校の卒業生とし、特別会員は本校職員及び旧職員とする。

(入会金)

第5条 通常会員は卒業と同時に本会に入会するものとし、入会に際し入会金を納入するものとする。

2. 通常会員の入会金及び納入方法等は、理事会の議決を経て別に定めるものとし、金額については直後に開催する総会において報告するとともに附則に明示するものとする。

(会 費)

第6条 通常会員は所定の会費を納めるものとする。但し、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

2. 通常会員の会費及び納入方法等は、理事会の議決を経て別に定めるものとし、金額については直後に開催する総会において報告するとともに附則に明示するものとする。

第3章 役員及び組織

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長：1名

(2) 副会長：若干名

(3) 理事：若干名（うち2名は会計担当とする）

(4) 評議員：相当数

(5) 監事：3名

(役員の選任)

第8条 役員は、通常会員の中から次の通り選出する。

(1) 会長は、総会において選出する。

(2) 副会長及び理事は、会長が委嘱する。

(3) 評議員は、第2条に定める支部の代表及び卒業学年ごとに1名選任する。

(4) 監事は、総会において選出する。

(会長・副会長)

第9条 会長は、本会の業務を総理し本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。なお、代行する順位をあらかじめ定めておくものとする。

(理 事)

第10条 理事は、理事会を組織して本会の業務に関する事項を執行する。

2. 会計担当理事は、本会の会計事務全般を行なう。

(評議員)

第11条 評議員は、評議員会を組織して会長から付託された事項について審議するとともに、年代や立場を超えて広く意見を具申する。

(監 事)

第12条 監事は、本会の業務及び会計の執行状況を監査し、理事会に監査の結果を報告する。

2. 前項の報告をするため必要があるときは、会長に対し理事会の招集を要請することができる。

(役員の任期)

第13条 本会の役員の任期は、本条第4項に規定する役員を除き2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

4. 評議員の任期は、支部代表にあっては各支部の任期に合わせ、学年代表にあっては本人の意向を尊重して適切に対応する。

(役員の解任)

第14条 会長の委嘱に係る副会長及び理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において当該役員を除く役員現在数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。なお、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他ふさわしくない行為があると認められるとき。

2. 総会選出に係る会長及び監事が前項各号に該当するときは、総会の決議によってこれを解任することができる。この場合、前項の規定を参考にするものとする。

(役員の報酬)

第15条 役員の報酬は無給とする。但し、業務のため遠隔地に出張するときは、その費用を支弁するものとする。

(顧 問)

第16条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、本会に関係ある学識経験者又は本会の功労者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

3. 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、本会の重要事項について意見をのべ、会長に対し助言することができる。

(委員会の設置)

第17条 会長は各種の課題を検討するため専門的な調査研究機関として、理事会の議決を経て委員会を設置することができる。但し、すでに活動中の委員会については、本条の規定に基づき理事会の議決を経たものとみなす。

2. 委員会の種別は常設委員会と特別委員会とする。常設委員会は次の通りとする。

(1) 組織委員会

(2) 広報委員会

(3) 名簿委員会

3. 特別委員会の設置については、新たな検討課題が生じ専門的に調査研究する必要があると認められる場合に随時設置することができる。設置期間については概ね2年間とするが、期間内に審議が終了しないときは理事会の承認を経て延長することができる。

4. 委員会を設置したときは、総会において当該委員会の設置目的・選任委員の氏名・設置規定等について承認を求めなければならない。

5. 当該委員会の運営に必要な経費は予算書に計上し、総会において議決を得るものとする。

(委員会の組織)

第18条 委員の数は若干名とし、その過半数は理事の中から会長が指名する。委員の過半数に満たない範囲において、通常会員または有識者を委員とすることができる。但し、前条第2項第1号に係る委員の数及び委員の構成は、設置目的や既存の委員構成を考慮して別途適正な措置を講ずるものとする。

2. 委員長は、委員として選任した理事の中から会長が指名する。前項但し書きにかかる委員長は理事の中から会長が指名する。

3. 委員長は委員会の審議内容を随時理事会に報告するとともに、理事会の意見を委員会に反映するよう務めなければならない。

4. 所期の目的を達した委員会は、最終報告書をもって会長及び理事会に報告しなければならない。会長は理事会の承認を得るとともに総会にて報告しなければならない。
5. 会長は、理事会が当該報告書をもって調査研究の完了を承認したときは当該委員会の解散を宣言する。
(事務局)

第19条 本会は、その事務を処理するため、事務局及び必要な職員をおく。

- (1) 事務局長及び局員は会長が任免する。
- (2) 事務局長及び局員は無給とする。

第4章 事業及び会計

(事業)

第20条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 会員名簿の作成及び管理
- (2) 会報の発行
- (3) 母校の事業に対する協力・助成
- (4) 会員相互の情報交換と交流
- (5) その他本会の目的を達成する為に必要な事項

(事業年度・予算)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会の承認を経て、総会の議決を得なければならない。
3. 事業計画及び収支予算の変更については、当該年度の収入の範囲内において、理事会の議決を得て変更することができる。
4. 第2条に定める支部の活動に必要な経費については、本会の予算の範囲内で必要な補助を行なうものとする。

(決算)

第22条 本会の収支決算は、事業年度終了後すみやかに会長が作成し、事業報告書、収支決算書、財産目録を作成し、監査報告書とともに理事会の審議を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第5章 会議

(総会)

第23条 総会は事業年度終了後速やかに開催するものとする。

2. 総会における決議事項は次の通りとする。
 - (1) 事業計画案及び予算案に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算報告に関する事項
 - (3) 役員選出に関する事項
 - (4) その他

(理事会)

第24条 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。但し、理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を提示して請求のあったときは、会議を招集するものとする。

2. 理事会の議長は、その都度会長が指名する。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の2分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、委任状を提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、その理事は出席したものとみなす。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第26条 全て会議には、議事録を作成し、議長が指名する出席者代表2名以上が署名の上、これを保存する。

第6章 補 則

(文書の保存)

第27条 本会の事務局に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 通常会員及び特別会員名簿
- (3) 役員名簿及び支部役員・支部代表及び学年代表評議員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支決算書
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項に定める書類及び帳簿の保存期間は次の通りとする。

前項第1号から第5号までの書類は永年保存とし、第6号から第9号の帳簿及び書類は7年保存しなければならない。

(細則の制定)

第28条 この規約を執行するために必要な事項を定めた細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(規約の改正)

第29条 規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附則

1. 本会の規約を上記の通り全面改正し、平成二十八年六月二十五日から施行する。
2. 第17条第1項但し書きに該当する委員会については、改正規約施行後すみやかに必要な事項を整備しなければならない。
3. 改正規約の施行時における第5条の入会金の額は2,500円とし、第6条の会費の額は2,000円とする。